

広島市発注契約に係る暴力団等対策連絡会要綱

(平成15年6月1日施行・令和4年3月31日最終改正)

(趣旨)

第1条 市長が発注する公共工事の請負契約その他の契約（以下「本市発注契約」という。）の適正な履行を確保するに当たり、本市発注契約への暴力団等の関与に関する情報交換等を円滑に実施するため、広島市発注契約に係る暴力団等対策連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、「暴力団等」とは、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第6項に規定する暴力団等をいう。

(所掌事務)

第3条 連絡会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本市発注契約への暴力団等の関与に関する情報の交換
- (2) 広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第3条第1項の規定により定める本市の一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる資格又は広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第3条第1項に規定する登録資格を有すると市長が認定している事業者（その役員等を含む。）と暴力団等との関わりに関する情報の交換
- (3) その他会長が必要と認める事項

(構成等)

第4条 連絡会は、財政局契約部長及び都市整備局次長並びに財政局契約部物品契約課長、財政局契約部工事契約課長、市民局市民安全推進課長及び都市整備局技術管理課長並びに広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課長及び刑事部捜査第四課長をもって構成する。

2 連絡会に会長を置き、財政局契約部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

(会議等)

第5条 連絡会は、会長が招集する。

2 連絡会は、前条第1項に掲げる本市職員のうち2名以上が出席し、かつ、広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課長が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、都市整備局次長がその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

5 連絡会の会議は、公開しない。

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、財政局契約部工事契約課に置く。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。